

定 款

一般社団法人ドローン普及協会

一般社団法人ドローン普及協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ドローン普及協会と称し、英語では Drone Diffusion Association (DDA) と表記する。

(目的)

第2条 当法人は、国内における小型無人航空機（以下「ドローン」という）の利活用を促進するため、人材の育成と安全運航に関する啓蒙活動をはじめとする各種活動を通じて、ドローンの発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ドローンに関する指導、教育及び普及事業
- (2) ドローンに関する教材の製作及び販売事業
- (3) ドローンの操縦能力及び教育養成機関に関する認定資格事業
- (4) ドローン競技会、交流会その他イベント等の企画及び運営事業
- (5) ドローンに関する及びドローンを利用した広告事業
- (6) ドローン製品、その付属品及びドローン関連商品等の販売、改良及び修理業
- (7) ドローンに関する他の団体との連携及び交流事業
- (8) ドローンの飛行場の管理運営
- (9) ドローンの利活用及び技術開発に関する調査研究及びビジネスマッチング
- (10) ドローンに関する情報提供及び教育機関との連携
- (11) 損害保険及び傷害保険等代理業
- (12) 前各号に附帯及び関連する一切の事業

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

2 当法人は、理事会の協議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 当法人の会員は、正会員・交流会員・賛助会員・公共会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 当法人の会員となろうとする者は、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、それぞれの種別に応じ、理事会において別に定める事業に参加する権利を有する。

- 2 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 3 会員は、当法人が社員総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納入する義務を負う。会費等については、社員総会において別途定めるところによる。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) その他理事会がやむをえないと認めたとき。

(退会)

第11条 会員は、いつでも理事会へ退会届けを提出して退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

- 2 前項により除名の決議がされたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、社員（正会員）をもって構成する。ただし、必要に応じて正会員以外の会員に対して出席を求めることができる。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、一般法に規定する事項及びこの定款に定める事項、及び理事会において総会に付議した事項について決議する。

2 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員等の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬等の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算
- (5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が招集の必要があると決議したとき。
- (3) 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が代表理事にあったとき。
- (4) 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後、遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事

長に事故又は支障があるときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれに代わるものとする。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を

も

って、開催日の3日前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、総社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(定足数)

第20条 社員総会は、社員（正会員）の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員の現在員数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長、2名以内を専務理事、1名を事務局長とすることができる。

(選任等)

第25条 当法人の理事の選任は、社員総会において、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び事務局長は、理事会により定める。

(理事の職務)

第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括し執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 事務局長は、当法人の事務局業務を執行する。
- 5 第1項から第2項に定める以外の理事は、理事長及び副理事長を補佐し所務を分掌する。

(監事の職務)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の在任期間と同一とする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

- 第29条 役員が次の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
 - (3) 監事を解任する場合は、社員総会において、総社員の3分の2以上であって総社員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬及び退職慰労金)

- 第30条 役員報酬、賞与及び退職慰労金、その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、別に定める報酬規程による。
- 2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(責任免除)

- 第31条 当法人は、役員一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

- 第32条 当法人は、顧問を若干名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、当法人の活動に対して助言を与える。

第5章 理事会

(構成)

- 第33条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の開催)

- 第34条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、または他の社員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったときに開催する。
- 2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事が欠けたとき又は事故があるときは他の理事が招集する。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

- 第36条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(理事会の決議事項)

- 第37条 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会に付議すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び事務局長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拋出者の権利に関する規定)

第39条 基金は、当法人設立の日から3年を経過するまでは、これを返還しないものとする。

(基金の返還の手続)

第40条 基金は、社員総会の決議したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(計算書類等の備置き)

第42条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第43条 当法人の事業を推進するにあたり、理事会が必要と認めた場合、その決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会がこれを選任する。

3 委員会の任期、構成及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第45条 当法人は、社員総会において、議決に加わることのできる社員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 当法人は、一般法第148条に規定する事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産については、社員総会の決議により帰属権利者を決定するものとする。

第8章 附則

(略)

平成28年3月7日 設立

平成29年2月14日 改正